令和7年度旭川市 多様な働き方 進事業者認定・表彰

募集 2025年9月8日(月)から 期間 **10月3日(金)必**着



表彰事業者

市のHP等で 企業PRを 実施 表彰事業者

市主催の合同 企業説明会に 優先参加

認定証交付

認定マーク による 企業 P R









4段階認定

小さな取組から 認定可能

表彰も同時に 申込みできます。

お問合せ・お申込

旭川市 女性活躍推進部 女性活躍推進課

電話 25-9785



ホームページ

裏面チェックリストで自己診断できます。 詳しい申請方法は ホームページをご覧ください。





多樣な働き方推進事業者 認定チェックリスト

認定項目①~⑩のうち3つ以上に✓がつくと認定の可能性があります。

<u>!</u>	法令順守、規則・計画の整備、「みんなのキャリアの保健室」への登録 【✓全て】 労働基準法や育児・介護休業法の労働関係法令に違反する重大な事実が過去3年以内にない。 育児・介護休業法を遵守した就業規則を整備している、または10人未満雇用事業者である。 次世代法・女性活躍推進法に基づき一般事業主行動計画を策定している、または100人以下雇用事業者である。 「みんなのキャリアの保健室」事業者登録に登録している。※申請中を含む
1	男女が共に仕事と育児・介護を両立できる 育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児や介護の短時間勤務のいずれかの利用実績がある。※過去5年以内
	始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ □ 柔軟な働き方 (勤務間インターバル、フレックス、テレワーク)
3	出産後復帰して1年以上継続して働いている従業員がいる ※過去5年以内 おおむね50%以上の実績がある。※出産した女性がいない場合は介護休業した従業員の仕事復帰率
4	女性管理職が活躍している 管理職全体のうち、女性管理職の割合がおおむね18%以上または業種別平均を上回る。
5	妻出産時の学校行事参加のためなどの特別休暇制度 □ ノー残業デーの実施
6	働き方に対する取組を表明している【✓ 1つ以上 】 社内報、社内インフラネット、掲示、回覧や社内メールへの掲載
7 	男性従業員の育児休業等の取得が定着している【✓ 1つ以上】※過去5年以内 男性従業員で育児休業(出生時育児休業を含む)の連続5日以上の取得者がいる。 男性従業員で育児を理由とした休暇(年次有給休暇を除く)の連続5日以上の取得者がいる。 男性従業員で育児のための短時間勤務制度利用者がいる。
	働き方改革を積極的に進めている【✓1つ以上】 月平均残業時間が業種別平均を下回る。または過去2か年比で10%以上削減している。 有給休暇の取得率が業種別平均を上回る。または10日以上付与された従業員全員が年5日を超えて取得している。
9	従業員が長く働き続けている【✓1つ以上】 離職率 □ 新卒者の3年目までの離職率 □ 勤続年数 のいずれかが平均より良い
	旭川市女性活躍推進部が実施する事業の利用実績がある 【✓ 1つ以上】※過去1年以内 みんなのキャリアの保健室セミナー その他、旭川市女性活躍推進部女性活躍推進課が実施する事業

まずは、こちらに登録!

詳細はコチラ 「みんなのキャリアの保健室」事業者登録



